

新潟市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年 4月1日

新潟市長 中原ハ一

新潟市規則第35号

新潟市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

新潟市児童福祉法施行細則（平成8年新潟市規則第8号）の一部を次のように改正する。

第22条の10の次に次の1条を加える。

（家庭支援事業の利用の支援の通知書の様式）

第22条の11 次に掲げる通知書の様式は、別に定めるものとする。

- （1） 法第21条の18第1項の規定に基づき、家庭支援事業の利用を勧奨するときの通知書
- （2） 法第21条の18第2項の規定に基づき、支援を提供することを決定したときの通知書
- （3） 法第21条の18第2項の規定に基づき、支援を提供することを決定した後に当該支援の提供を解除することを決定したときの通知書

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。